

平成30年第3回

# 臨時会会議録

会 期

平成30年11月26日（月）

会議日時

平成30年11月26日（月）

東串良町議会

## 平成30年第3回東串良町議会臨時会（第1号）

開 会 平成30年11月26日 午前10時00分  
閉 会 平成30年11月26日 午前10時17分

### 出席議員（10人）

1番 児玉勇治	2番 瀬戸山 譲一
3番 牧原完治	4番 西園 貞美
5番 泊 重巳	6番 前田 隆
7番 上園ミキ	8番 原田 猛
9番 宮地利雄	10番 田之畑 稔

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

6番 前田 隆                      8番 原田 猛

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順
副町長	畠中 勇一郎
総務課長	江口 勝志
企画課長	中島 孝一
福祉課長	津曲 稔
総務課長補佐	瀬戸山 雅樹

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広                      書記 東水流 勝

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

# 議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 議案第39号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 4 議案第40号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第4号）

## 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 議案第39号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 4 議案第40号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第4号）

## 会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、平成30年第3回東串良町議会臨時会を開会します。  
本日の会議を開きます。  
日程の報告をします。  
日程は、印刷してお手元に配付してありますので朗読を省略します。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番 前田 隆君及び8番  
原田 猛君を指名します。

~~~~~

### ◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日の1日間に決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第3 議案第39号 損害賠償の額を定めることについて

議 長（田之畑）

日程第3 議案第39号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。  
本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

## 会 議 の 経 過

町 長（宮 原）

改めまして、おはようございます。

議案第39号 損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

町が所有する公用車を職員が運転中の交通事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

この10人乗りの車ですよね。確かに長いので、こういう事故というのはいり得ることですので、当然損害賠償はしなければなりません。この公用車を運転するに当たって、10人乗りについては、こういう危険が伴うよと、今回の事故はこうこういうことで、ぜひ運転する職員においては、こういう点について注意されたい、というような内部の職員に対する周知の徹底とかそういうことは行われているのでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町長（宮 原）

お答えをいたします。

通常、総務課長のほうからメールでこのたび送信はしております。それとバックミラーの接触とかそういうもの、ちょっとした物損とかあつたりするわけですが、相手に対するこうした損害というのはなかなかそれぞれ、通常、日常ですけれども、課長のほうからも注意勧告はしております。そういうことで、今後また注意勧告についてはまた促していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

地方自治法で決まっているというようなことを出してございますが、事故のたびに臨時議会を開くのはどうかと思うわけなんです。この臨時議会を開かなくて、あとで報告というような制度はできないものか。

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

事故のたびに示談書の必要性が出てくるわけでございまして、どうしても地方自治法に基づいて議会の議決をもらわなくてはならないということでございますが、先般の全員協議会の中で、泊議員のほうから議会主導ではなりますが、そういう専決事項も隣接町でもありますので、議会の中で議論協議していただいて、できますれば、またその方向で検討してもらえればなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）  
ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）  
ないようですので、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）  
討論なしと認めます。  
これから議案第39号 損害賠償の額を定めることについてを採決します。  
本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）  
異議なしと認めます。  
したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第4 議案第40号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第4号）

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

日程第4 議案第40号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第40号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億8,281万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億681万8,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」によるところでございます。

よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

11ページの企画費でございますが、今回8の報償費が1億6,460万2,000円、追加予算が計上してございます。この額はふるさと納税額の50%を超えているわけでございますが、国の方針といたしまして、返礼品は30%以内という方針でございます。このような30%以上の予算計上をしている理由をお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

寄附額に対しまして、結構割合も高くなっております。ただいま議員がおっしゃったとおり国のほうからも3割以内ということと言われておりますけれども、今回の計上につきましては、当初予算の状態、それからその後の寄附額の状態を見て算出したところでございますので、年間を通しての額が一応見込みとして計上してあるところでございます。決して5割を計上しているということではございません。年間を通しての金額を改めて予算計上したところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

5番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

同じく企画費の22の補償補填及び賠償金の6,851万8,000円の追加補正がございます。今回3件の曳家の補償費ということで、この3件の補償費につきましては、6,551万7,897円先般いただきました資料からいきますと、この金額でございますが300万の差額がございますが、この300万円の差額については、どのような考えを持っていらっしゃるか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

先般11月19日の全協のときにも御説明を申し上げたんですけれども、おっしゃるとおり300万円上乘せがしてございます。これにつきましては、いろいろと調査もしていただいて、これで曳家ができるという金額が見積もりで出ているんですけれども、曳家のする過程で突発的な想定しなかったことが起きた場合のために1件に100万円ずつ上乘せで一応予算としては計上してございます。特に、変わったことが発生しない限り、その分は執行残で残すということで考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑ありませんか。

5番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

歳入でございますが、今回地方交付税で7,001万8,000円追加補正がございます。現在14億2,102万2,000円の普通交付税でございますが、留保財源はあと幾ら残っているかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

留保財源というところでございますが、今議員おっしゃるとおり、14億2,102万2,000円の予算現額にさせていただいたところでございます。今、県からもらっております確定額につきましては、14億5,447万2,000円、大体3,300万円程度の留保財源という形で確保いたしております。

## 会 議 の 経 過

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑ありませんか。

2 番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

11 ページの一番最後、商工費、観光費なんですけれども、ここで用地購入、公有財産購入で150万円予算が出ていますけれども、ここはどこを購入されるのかということと、あと購入されたその後の予定とかあれば教えていただけませんか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

この場所につきましては、お食事処の綾の隣のところになります。面積が約1,420平米のところでございます。

以上でございます。

・・・聞き取り難し・・・県が執行しますので、本年度は町としてこの用地を取得をするということで、県のほうは、今年度は設計をしていただいて、そして上物につきましては、来年度鹿児島県の予算で執行するという予定になっております。今年度はあくまでも用地の取得だけでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

ということは、綾さんが隣ということは、唐仁にある意味レストランをこれから計画されているという解釈ですか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

今回用地を取得するといいますのは、魅力ある観光地づくり事業に向けて、大崎町、肝付町、本町の3町で取り組んで、今回採択になったところでございます。あくまでも古墳の観光ということで整備をするものでございまして、内容につきましては、

## 会 議 の 経 過

トイレ、休憩所、駐車場、駐輪施設、ベンチ、観光案内板、転倒防止柵を予定をいたしております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑ありませんか。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

企画課長も含めて以前、あれは静岡だったですかね、議会のこの曳家についての調査に行ったんですが、あのときは曳家をする住民はその住宅にそのまま住みながら、この曳家工事がなされていたんですが、今回は、すぐ近くに空き家が発生するということもあるんでしょうが、引っ越し費用をそれぞれ1件につき74万円ずつつけて引っ越しをしていただくという形での曳家工事になっておりますが、その辺の兼ね合いについての当局の考え方をちょっと聞かせてください。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

確かに議員の皆様方と視察に行ったところにつきましては、住みながら曳家ができるというような状況でございました。九州内にも住みながら曳家ができるという業者もいらっしゃるんですけども、いろいろと曳家の業者さんに話を聞いてみますと、やはり住みながらというのは、家を上げたときに結構高くなるということで、非常に危険を伴うというお話をお聞きいたしました。本来であれば、仮住まいというのをさせていただくのが本来であるというお話も実際専門業者からもお聞きしております。ですから、本町といたしましては、住民の皆様方の安全性を最優先に考えて仮住まいのものではなくて、隣に町の財産として住宅がありますので、それを有効に活用させていただくという方針でこのような内容になったところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

## 会 議 の 経 過

これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第40号 平成30年度東串良町一般会計補正予算(第4号)を採決  
します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議 長 (田之畑)

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第3回東串良町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午前10時17分